

桜並木学園つくば市立桜南小学校 「いじめ防止基本方針」

0 はじめに

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本「いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。
(いじめ防止対策推進法第二条より)

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが挙げられる。

- ・冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(2) 「いじめ防止」に対する基本的な考え方

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの防止等のための基本的な方針 平成29年3月14日改定)

2 学校・学園におけるいじめの防止等に関する基本方針

(1) 学園のいじめ防止基本方針

- 小中一貫教育を通して、豊かな情操と道徳心を養う教育の推進
- 小中一貫教育を通して、心の通う対人の交流の能力の素地を養う
- 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
- つくばスタイル科を生かした人権教育の充実

(2) めざす学園像

- 児童生徒一人一人が自ら考え学び、確かな学力や豊かな情操を身につけさせる学園
- 児童生徒一人一人の自尊意識を育み、お互いを認め合い自他とも助け合える学園
- 児童生徒一人一人が自己有用感・自己存在感を感じることでできる学園

(3) めざす児童生徒像

- 進んで学び新しい考えを創り出す児童生徒
- 自己肯定感をもち周囲と積極的に関わり自他を大切にす児童生徒
- 豊かな情操をもち、社会性のある児童生徒

(4) めざす教師像

- 児童生徒の気持ちを理解し変化を逃さない教師
- 明るく元気な豊かな人間性のある教師
- 教職員としての使命に自覚し常に自己研鑽に励む教師

3 学校・学園におけるいじめ防止等の対策のための組織
いじめ防止対策推進法第二十二条に基づき、次の組織を置く。

(1) 校内いじめ対策委員会

○構成メンバー 学校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・関係学年職員
必要に応じて別途設ける。

○組織の役割

- ・いじめの未然防止，早期発見，事案対処に関し，組織的かつ実効的に取り組む。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録，共有
- ・いじめの疑いに係わる情報があった場合は，緊急会議を開き，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施

(2) 学園いじめ対策委員会

○構成メンバー ・該当学校職員（校内いじめ対策委員＋関係職員）
・学園職員（各学校校内いじめ対策員＋関係職員）
・必要に応じて「心理福祉の専門家，外部専門家など」

○組織の役割

- ・地域や家庭環境が要因として絡む問題への対応
- ・兄弟姉妹に係わる問題への対応
- ・より深刻な問題，重大事態への対応

4 いじめの未然防止のための取組

いじめは，どの子供にも，どの学校でも起こりうることを前提に未然防止に努め，学校の教育活動全体を通じ，すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促していく。未然防止のために以下の事項に取り組む。

- (1) 学校・学園内の連携協力体制の整備（幼稚園・保育所も含む）
- (2) 学校・学級経営の充実
- (3) 人権教育及び道徳教育の充実
- (4) 相談体制の整備
- (5) 学校評価：いじめの再発を防止するための取組に関する内容の分析等

5 いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識した上で，迅速な対応を行うために，全ての大人（教職員・保護者等）が連携し，児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。早期発見のために以下の事項に取り組む。

- (1) 定期的ないじめ対策委員会・生徒指導部会の実施
- (2) 保護者や地域，関係機関との連携
- (3) 各種アンケート等・個人面談の実施
- (4) 学校評価：いじめの早期発見に関する取組に関する内容の分析等

6 いじめ事案への対処

教職員がいじめを発見したり，児童や保護者等から相談を受けた場合には，一人で抱え込まず速やかに校内いじめ対策委員会に報告し，組織的な対応につなげなければならない。対応に際しては，いじめが「解消」するまで，いじめに係わる情報を適切に記録しながら，組織的に対応方針を決定し，被害児童を徹底して守り通すことを全職員が理解して行う。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされた状態で判断する。

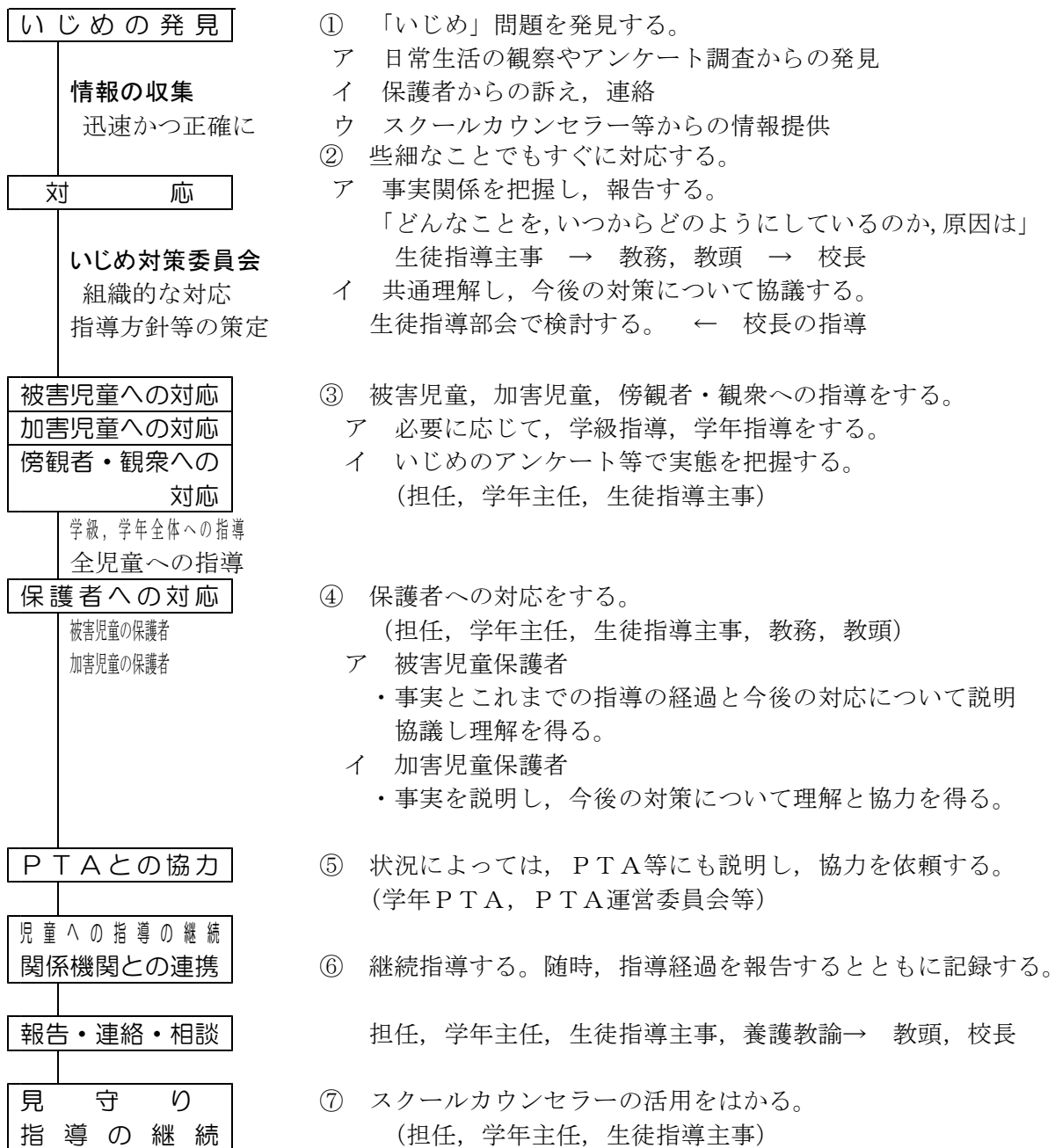
(1) いじめに係わる行為が止んでいること

相当期間（少なくとも3ヶ月）止んでいる場合だが，被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断する場合は，より長期の期間を設定し状況を把握する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童及び保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。「解消している」と判断した場合でも，再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ，教職員は日常的に注意深く観察する必要がある。

7 いじめに対する早期発見・対処の流れ



- 当該学校で起きたいじめ事案に対して，学園内学校へ情報を提供
- 学園内兄弟姉妹への対応の確認
- 学校外で当該児童生徒と係わりのある児童生徒からの情報収集・提供
- 学園いじめ対策委員会の設置
 - ・再発防止について
 - ・いじめ等が起きた背景等の事実確認等の実施

8 保護者・地域との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第九条では，保護者「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ，保護する児童がいじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導を行うとともに，いじめを受けた場合は適切にいじめから保護するものとされている。

(2) 地域の役割

地域全体で子供を見守ることが重要である。地域住民がいじめを発見したり，その疑いを確認したりした場合は，学校等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進める。

9 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事態として学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処するとともに、速やかに重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

「相当な期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(2) 重大事態が発生した場合

学校において重大事態が発生した場合、次の対処を迅速に行う。

- ①重大事態が発生した旨を、つくば市教育委員会に速やかに報告する。
- ②つくば市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤校内・学園いじめ対策委員会でいじめを受けた児童生徒・保護者の支援にあたる職員、いじめを行った児童生徒・保護者への指導を担当する職員への支援を行う。

平成26年4月1日 制定
平成30年3月30日 改訂